財政の健全性に関する比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の規定に基づく財政の健全性に関する比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和元年度 島田市財政の健全性に関する比率

1 健全化判断比率

(単位:%)

健全化判断比率	島田市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	12. 31	20. 00
連結実質赤字比率	_	17. 31	30. 00
実質公債費比率	7. 0	25. 0	35. 0
将来負担比率	_	350.0	

2 公営企業の資金不足比率

(単位:%)

公営企業の名称	島田市	経営健全化基準
島田市水道事業会計	_	20.0
島田市病院事業会計	_	20.0
島田市簡易水道事業特別会計	_	20.0
島田市公共下水道事業特別会計	_	20.0

財政の健全性に関する比率について (参考)

健全化判断比率の状況 参考①

(参考(2)参照) (参考(3)参照) (参考(4)参照) (参考2)参照) 一般会計等の実質収支に赤字は生じていません。 一般会計等及び特別会計の実質収支に赤字は生じていません。 また、企業会計に資金不足は生じていません。 これらの合計について、連結実質赤字は生じていません。 7.0% 前年度の 7.2%に比べ 0.2ポイントの低下です。将来負担比率は算定されませんでした。 令和元年度決算に係る健全化判断比率は次のとおりです。 〇実質赤字比率 〇連結実質赤字比率 〇実質公債費比率 〇将来負担比率

(東位:%)

将来負担比率	_	1	-
実質公債費比率	7.4	7.2	7.0
連結実質赤字比率	_	ı	1
実質赤字比率	_	_	_
	平成29年度	平成30年度	令和元年度

早期健全化基準等

	標準財政規模(千円)	うち臨時財政対策債留行可能額	1 206 1 60		1 444 000		1 210 715	
	恒本学		91 660 419	4,000,12	21 052 141	21,302,1	22.054.606	0,4004,0
(黄位:%)	三	机不久压力干	350.0		350.0		350.0	
	字唇 公售费比率	メスト原見に干	25.0	35.0	25.0	35.0	25.0	35.0
	率 化	年で入口がナルギ	17.34	30.00	17.31	30.00	17.31	30.00
実質赤字比率		12.34	20.00	12.31	20.00	12.31	20.00	
样 寺			早期健全化基準	財政再生基準	早期健全化基準	財政再生基準	早期健全化基準	財政再生基準
早期傾至化奉塛			小品20年	1,523,4	小市20年申	1×30+	今扔示ケー	+

参考② 実質赤字、連結実質赤字比率の状況

13,788 845,602 831,814 22,054,696 (単位:千円) -3.83令和元年度 16,983 1,281,940 1,298,923 21,952,141 -5.91平成30年度 実質収支額 14,504 0 1,299,195 1,313,699 21,660,412 90'9-平成29年度 休日急患診療事業特別会計 土地取得事業特別会計 A/B ∢ Δ % 一般分計 佡 実質赤字比率 標準財政規模 盂 盂 一般会計等に属する 特別会計 徘 (一般会計等

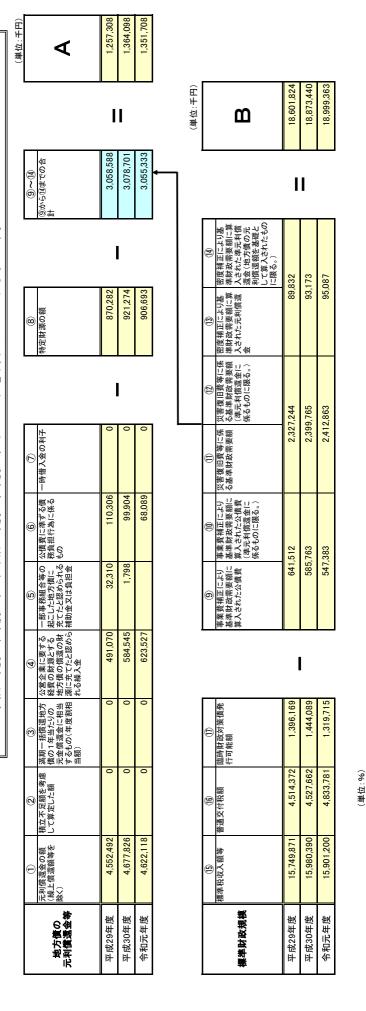
(単位:千円)

-28.13	-34.87	-40.05	:比率 (%) C/B	連結実質赤字比率
22,054,696	21,952,141	21,660,412	,模(再掲) B	標準財政規模
6,205,680	7,654,883	8,675,189	(一般会計等を含む。) C	
23,611	17,655	9,743	公共下水道事業特別会計	
2,689	8,090	8,203	簡易水道事業特別会計	
3,238,982	4,256,056	4,922,513	病院事業会計	
1,258,470	1,160,850	1,060,591	水道事業会計	
7,809	9,040	11,620	介護サービス事業特別会計	
2,586	2,554	2,540	後期高齡者医療事業特別会計	公営企業に係る特別会計以外の会計
182,565	247,147	86,875	介護保険事業特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち
643,366	654,568	1,259,405	国民健康保険事業特別会計	
令和元年度	平成30年度	平成29年度		
	実質収支額又は資金不足・剰余額	実	\$ #	4
\f \f \f \f				

[※] 水道事業会計及び病院事業会計は、正の値なら剰余額、負の値なら資金不足額を表します。

[※] 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示しています。

標準的な一般財源の規模である「標準財政規模」に対する公債費等充当一般財源の比率です。 令和元年度及び過去2年度の各年度の算定結果の平均を用います。 普通交付税の基準財政需要額に算入される要素を除外して算定するため、分母、分子双方から普通交付税の基準財政需要額に算入される 令和元年度単年度比率が平成30年度よりも低下した要因(平成30年度 7.22761 ⇒ 令和元年度 7.11449 の比較) 算定の分子となる地方債の元利償還金等は、元利償還金の額、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等の減により、減少しました。 算定の分母である標準財政規模は、標準税収入額等、臨時財政対策債発行可能額が減となった一方、普通交付税額の増がこれを上回り、 増加しました。結果として、分子の金額が減少するとともに、分母の金額が増加したため、単年度比率が前年度より低下しました。 3ヵ年度平均比率が7.2%から7.0%へと低下した要因 を下回ったことによるものです 令和元年度の単年度比率が、平成28年度の単年度比率 (7.88183) 元利償還金額を差し引いて算定します 000 0 0 実質公債費比率の状況 \odot 狮 繖



〇実質公債費比率は、次の算式による比率の過去3ヵ年度の平均数

/	実質公債費比率		の対対を対対である。次のおどにもられたのはなると
/	(単年度)	実質公債費比率 (3ヵ年度平均)	©~ ①
_	A÷B×100		地方債の元利償還会+進元利償還会
平成29年度	6.75906	7.4	の額
平成30年度	7.22761	7.2	# 1
令和元年度	7.11449	7.0	標準財政規模 — 元利價遠金·

		(%)001 x	
⋖		Ш	
(3)~(1) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	- (8) 特定財源の額 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	⊕~⊕

将来負担比率の状況 参考(4)

〇標準的な一般財源の規模である「標準財政規模」に対する令和元年度末の地方債等負債残高(将来負担額)の比率です。 〇将来負担額については、充当可能基金額、特定財源見込額及び普通交付税の基準財政需要額に算入される見込金額を 控除して算定します。

債務負担行為に基づく支出予定額や、退職手当負担見込額の減がありましたが、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額 及び土地開発公社の負債額等負担見込額の増により、将来負担額が増加しました。 〇令和元年度将来負担比率が算定されなかった要因

将来負担額は増加しましたが、充当可能財源等の増加が上回ったため、分子がマイナスの値となりました。

将来負扣額

+用)			,719	926	,884
(単位: 1	수計	۷	50,449,719	50,165,	50,782,884
	黄連	実質赤字額 負担見込額	0	0	0
	3年十年	建桁表真 赤字額	0	0	0
		第三セクター等	0	0	0
		土地開発公社	0	573,548	850,354
		地方道路公社	0	0	0
	設立法人の	負債額等 負担見込額	0	573,548	850,354
	H	^{返眽于当} 負担見込額	5,655,381	5,517,621	5,480,386
	<	和百等 負担等見込額	1,757	0	0
	1 4	公呂近来頂寺 繰入見込額 	5,308,932	5,635,829	5,894,985
		に基づく 支出予定額	275,095	622,597	567,014
英	# + 117	地ク頂 の現在高	39,208,554	37,816,361	37,990,145
将来負担額	_		平成29年度	平成30年度	令和元年度

充当可能財源等 /

5当可能財源等					(単位:千円)
/	:	特定財源	特定財源見込額	11 淮 时 孙 壶 亜 貂	수計
	充当可能基金額		うち都市計画税	率	В
平成29年度	13,057,066	8,152,240	7,547,485	31,232,460	52,441,766
平成30年度	13,819,971	7,945,543	7,396,406	31,420,148	53,185,662
 令和元年度	13,766,517	8,094,904	7,615,046	33,018,918	54,880,339

		I		
将来負担額	50,449,719	50,165,956	50,782,884	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	

(単位:千円)	С	1,992,047	3,019,706	▲ 4,097,455
•			П	

52,441,766

53,185,662

充当可能財源等

 \Box

54,880,339

〇将来負担比率は、次の算式によって算出した数値

		- -	
O	▲ 1,992,047	▲ 3,019,706	▲ 4,097,455
	平成29年度	平成30年度	令和元年度

		II		
ØВ	18,601,824	18,873,440	18,999,363	

参考(3)

容来負担 比率(%)	▲ 10.7	▲ 15.9	▲ 21.5	
		II		

(参考③) のB
標準財政規模一 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額-充当可能基金額-特定財源見込額-



×100(%)

O

地方公共団体財政健全化法について

【目次】

- P.1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について
- P.2 健全化判断比率等の算定対象について
- P.3 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ
- P.4 健全化判断比率の概要について①(実質赤字比率·連結実質赤字比率)
- P.5 健全化判断比率の概要について②(実質公債費比率)
- P.6 健全化判断比率の概要について③(将来負担比率)
- P.7 資金不足比率の概要について

※総務省資料より抜粋、一部加筆してあります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

※財政健全化4指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

健全段階

●指標の整備と情報開示 の徹底

- ・フロー指標:実質赤字比率、連 結実質赤字比率、実質公債費比 率
- ・ストック指標:将来負担比率= 公社、三セク等を含めた実質的 負債による指標
- ⇒監査委員の審査に付し、議会に 報告し公表する

財政の早期健全化

●自主的な改善努力に よる財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会 の議決)、外部監査要求の義 務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告 し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認 められるときは、総務大臣又 は知事が必要な勧告

財政の再生

●国等の関与による確実 な再生

- 財政再生計画の策定(議会の議決) 外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し 同意を求めることができる。 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の 起債を制限

【同意有】

- ・収支不足額を振替えるため、償還 年限が計画期間内である地方債 (再生振替特例債)の起債が可能
- ・財政運営が計画に適合しないと認め られる場合においては、予算の変更 等を勧告

公営企業の経営の健全化

健全財政

旧

制

度

新

し

LI

法

制

新

制

度

、 〈旧制度の課題〉

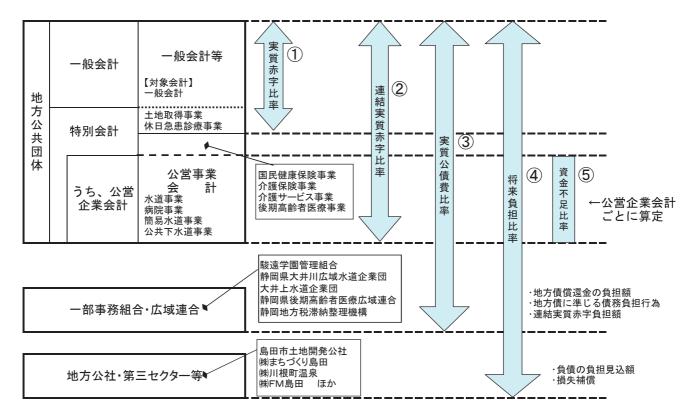
- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

- ●赤字団体が申出により、財政再建計 画を策定(総務大臣の同意が必要)
 - ※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない
- ●公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)

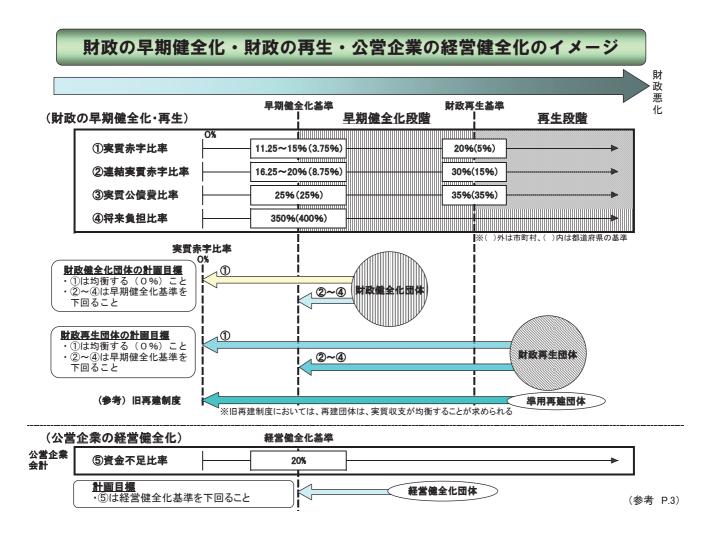
財政悪化

健全化判断比率等の算定対象について



(注)会計名・法人名等は島田市において補記したもの

(参考 P.2)



健全化判断比率の概要について①

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

- ・一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計にお ける実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・標準財政規模:地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

連結実質赤字比率 =

連結実質赤字額

標準財政規模

- ・連結実質赤字額:イと口の合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字 の合計額
 - 二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(参考 P.4)

健全化判断比率の概要について②

実質公債費比率 (3か年平均)

(地方債の元利償還金+準元利償還金(※))-

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- (※)準元利償還金:次のイからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合 における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロー般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地 方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

健全化判断比率の概要について③

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額 +地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額:次のイからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・ 経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度 内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行っ た貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見 込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額:イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の 基金 (参考 P.6)

資金不足比率の概要について

資金不足比率 = 事業の規模

資金の不足額:

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債 の現在高一流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債 の現在高一歳入額) -解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から 控除する一定の額

- ※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模:

事業の規模(法適用企業)=営業収益の額ー受託工事収益の額 事業の規模(法非適用企業)=営業収益に相当する収入の額ー受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。